

経済産業大臣が省令で定めるもの

今般のロシア制裁のための輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和4年政令第59号)による輸出貿易管理令の改正で「経済産業大臣が省令で定めるもの」という表現がされた。具体的には追加された別表第二の三の第二号が、
二 次に掲げる貨物であつて、経済産業大臣が省令で定めるもの(前号に掲げる貨物を除く。)

となっている。

この「大臣が省令で定める」は、他に例がない表現である。普通は「経済産業大省令で定める」とすべきもので、こちらの例ははなはだ多い。

「大臣が告示で定める」なら数は少ないが他に例はあるが、単なるミスだろうか？もっとも間違いでもないからこのままになるのか？

追記 2022/3/29

ロシア制裁の追加(奢侈品輸出禁止)のための輸出貿易管理令の一部を改正する政令(令和4年政令第122号)による改正の際に「経済産業大省令で定める」と改正された。やっぱり変だという自覚があったか？しかしこれが法制局を通ったことが、審査が雑になっているのではと危惧する。